那霸市公報

第1774号

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇文化芸術劇場なは一と条例(文化振興課)・・・・・・・・ 1333
○那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例(秘書広報課)・・・・・・ 1343
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例(消防局予防課)・・・・・・ 1345
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)····· 1349
○那覇市ぶんかテンブス館条例の一部を改正する条例(商工農水課)・・・・・ 1351
◇規 則◇
○那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則(消防局予防課)・・・・ 1354
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・ 1359
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1362
◇告示◇
○令和2年度那覇市一般会計補正予算(第8号)(財政課)・・・・・・・1365
○令和2年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(ちゃーがんじゅう課)
○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について(障がい福祉課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1369
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について(障がい福祉課)・・・・・・ 1370

◇公 告◇

○開発行為に関する工事の完了について(建築指導課)・・・・・・・・1371
○平成31年度那覇市人事行政の運営等の状況公告の訂正について(人事課)····· 1372
○個人情報業務届出書の公表について(法制契約課)・・・・・・・ 1373
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について(法制契約課)・・・・ 1382
○令和2年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数 (人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1384
○令和3・4年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について(法制契約課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1389
◇上下水道局告示◇
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について・・・・・・ 1390
◇上下水道局公告◇
○令和3・4年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付について・・・ 1392
◇選挙管理委員会告示◇
○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について・・・・・・ 1393
◇監査委員訓令◇
○那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

公

条 例

那覇市条例第40号 令和2年10月5日 布 済

那覇文化芸術劇場なは一と条例をここに公布する。

那覇文化芸術劇場なは一と条例

(設置)

第1条 文化芸術に関する活動を促進し、並びに多様な文化芸術を鑑賞する機会及び 創造する環境を提供すること等により、文化芸術の継承及び発展、市民の交流並 びに地域の活性化を図り、もって心豊かな市民生活の実現に資するため、那覇文 化芸術劇場なは一と(以下「劇場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 劇場の位置は、那覇市久茂地3丁目26番とする。

(劇場の構成)

- 第3条 劇場は、次に掲げる施設をもって構成する。
 - (1) 大劇場(大劇場の楽屋を含む。)
 - (2) 小劇場(小劇場の楽屋を含む。)
 - (3) スタジオ
 - (4) 練習室
 - (5) 託児室兼会議室
 - (6) 展示室
 - (7) ロビー

(事業)

- 第4条 劇場は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 文化芸術に関する創造、発信、鑑賞、普及、人材の育成及び交流を促進する事業
 - (2) 多様な文化芸術を鑑賞する機会及び創造する環境の提供に資する事業
 - (3) 文化芸術等に関する施設、附属設備等の提供に関する事業
 - (4) 憩い及び交流の場の創出に資する事業
 - (5) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

- 第5条 劇場の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 劇場の休館日は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日(これらの日が休日(国民の祝日に関する法

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を変 更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(入場の制限)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、劇場への入場を拒み、 又は退場を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (3) 伝染性の疾患がある者又はそのおそれがある者
 - (4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

- 第7条 劇場の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする 者は、市長の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可さ れた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができ る。

(利用期間)

第8条 施設等の利用期間は、利用を開始した日から起算して14日を超えることがで きない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

- 第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に対し、その利用 に係る使用料を納付しなければならない。
- 2 使用料は、別表により算定した額とする。この場合において、その額に10円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用料は、市長が定める日までに納付しなければならない。
- 4 既に納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に 該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところによ り使用料の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 本市が主催する事業に利用する場合
 - (2) 学術、芸術若しくは文化に関する団体、公共団体又は公共的団体が本市と の共催により利用する場合
 - (3) 構成員の半数以上が本市に通学する高校生以下の団体(第6号の本市内の学 校を除く。)が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場 合を除く。)
 - (4) 構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する満65歳以上の者である団 体が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除 <.)
 - (5) 構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する障がい者の団体が利用す る場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。)
 - (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する本市内の学校が教育目 的のために利用する場合
 - (7) 前各号に掲げる場合を除くほか、利用者が行事に利用する日以外の日に、 準備、リハーサル等のために利用する場合
 - (8) その他市長が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用許可をしな 11
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をい う。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 管理又は運営に支障があるとき。
 - (5) その他市長が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

- 第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り 消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
 - (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 災害その他のやむを得ない事由により施設等の利用ができなくなったとき。
- 2 前項の規定による利用許可の取消し若しくは変更又は利用の制限若しくは停止 によって利用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わないものとする。

第13条 利用者は、施設の利用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あ らかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

- 第14条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (利用者の注意義務)
- 第15条 利用者は、この条例及びこれに基づく規則を守り、善良な管理者の注意を もって利用しなければならない。

(保安の責任)

(特別の設備)

第16条 利用者は、利用期間中、入場者の整理、警備、劇場の設備の操作及び保全 その他の施設の利用に伴う保安の責めを負うものとする。

(職員の立入り)

第17条 利用者は、本市の職員が職務執行のため利用中の施設に立ち入るときは、 これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復して本市の職 員の検査を受けなければならない。

(損害賠償等の義務)

第19条 劇場の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失したものは、速やかにこ れを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定め る日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前において も行うことができる。

別表(第9条関係)

1 劇場及びスタジオの使用料

区分			金額(円)							
					午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
					9時~12	13 時~	18時~	9時~17	13 時~	9時~22
					時	17時	22時	時	22時	時
大	入	1,000	円	平日	48, 600	64, 800	64, 800	129, 600	145, 800	210, 600
劇	場	以下(無	休日等	58, 200	77, 600	77, 600	155, 200	174, 600	252, 200
場	料	料の場	合							
	に	を含む	٥,)							
	ょ	1,001	円	平日	61, 800	82, 400	82, 400	164, 800	185, 400	267, 800
	る	以	上	休日等	74, 100	98, 800	98, 800	197, 600	222, 300	321, 100
	区	3, 000	円							
	分	以下								
		3, 001	円	平日	75, 000	100, 000	100, 000	200, 000	225, 000	325, 000
		以	上	休日等	90, 000	120, 000	120, 000	240, 000	270, 000	390, 000
		5, 000	円							
		以下								

		5,001 円	平日	88, 500	118, 000	118, 000	236, 000	265, 500	383, 500
		以上	休日等	106, 200	141, 600	141, 600	283, 200	318, 600	460, 200
	楽屋	量のみの場合	合	6, 300	8, 400	8, 400	16, 800	18, 900	27, 300
小	入	無料	平日	9, 000	12, 000	12, 000	24, 000	27, 000	39, 000
劇	場		休日等	10, 800	14, 400	14, 400	28, 800	32, 400	46, 800
場	料	1円以上	平日	13, 800	18, 400	18, 400	36, 800	41, 400	59, 800
	に	1,000 円	休日等	16, 500	22, 000	22, 000	44, 000	49, 500	71, 500
	ょ	以下							
	る	1,001 円	平日	18, 300	24, 400	24, 400	48, 800	54, 900	79, 300
	区	以上	休日等	21, 900	29, 200	29, 200	58, 400	65, 700	94, 900
	分	3,000 円							
		以下							
		3,001 円	平日	23, 100	30, 800	30, 800	61, 600	69, 300	100, 100
		以上	休日等	27, 600	36, 800	36, 800	73, 600	82, 800	119, 600
	楽屋	量のみの場合	合	2, 700	3, 600	3, 600	7, 200	8, 100	11, 700
大	入	無料	平日	5, 700	7, 600	7, 600	15, 200	17, 100	24, 700
ス	場		休日等	6, 900	9, 200	9, 200	18, 400	20, 700	29, 900
タ	料	1円以上	平日	7, 800	10, 400	10, 400	20, 800	23, 400	33, 800
ジ	に	3,000 円	休日等	9, 300	12, 400	12, 400	24, 800	27, 900	40, 300
オ	ょ	以下							
	る	3,001 円	平日	9, 900	13, 200	13, 200	26, 400	29, 700	42, 900
		' ' '		3, 300	15, 200	15, 200	20, 100	,	12,000
	区	以上	休日等	11, 700	15, 600	15, 600	31, 200	35, 100	50, 700
	区分			·					
小				·					
小ス	分	以上	休日等	11, 700	15, 600	15, 600	31, 200	35, 100	50, 700
	分 入	以上	休日等 平日	11, 700 3, 600	15, 600 4, 800	15, 600 4, 800	31, 200 9, 600	35, 100 10, 800	50, 700 15, 600
ス	分入場	無料	休日等 平日 休日等	11, 700 3, 600 4, 200	15, 600 4, 800 5, 600	15, 600 4, 800 5, 600	31, 200 9, 600 11, 200	35, 100 10, 800 12, 600	50, 700 15, 600 18, 200
スタ	分入場料	無料 1円以上	休日等 平日 休日等 平日	11, 700 3, 600 4, 200 4, 800	15, 600 4, 800 5, 600 6, 400	15, 600 4, 800 5, 600 6, 400	31, 200 9, 600 11, 200 12, 800	35, 100 10, 800 12, 600 14, 400	50, 700 15, 600 18, 200 20, 800

1	1 1								
	区	以上	休日等	7, 200	9,600	9,600	19, 200	21,600	31, 200
				,	ĺ	ĺ	,	ĺ	, i
	分								

備考

- 1 「入場料」とは、その名称及び徴収の時期のいかんを問わず、利用者が入場者から徴収する入場の対価(利用期間を通じて複数の入場の対価を設けているときは、その最高額)をいう。
- 2 「休日等」とは、日曜日、土曜日、休日及び第5条第2項に規定する休館日 をいう。
- 3 「大劇場」には、大劇場の楽屋を含み、「小劇場」には、小劇場の楽屋を 含むものとする。
- 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合における使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 大劇場 5,001円以上の入場料による区分を適用して得た額
 - (2) 小劇場 3,001円以上の入場料による区分を適用して得た額
 - (3) 大劇場の楽屋、小劇場の楽屋、大スタジオ及び小スタジオ この表に 掲げる金額に1.5を乗じて得た額
- 5 大劇場の3階を利用しない場合における大劇場に係る使用料の額は、この表 又は前項の規定により算定して得た額に0.75を乗じて得た額とする。
- 6 市民等(本市に住所若しくは居所を有する者、本市に通勤若しくは通学をする者又は本市で事業活動を行う法人その他の団体をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合における使用料(大劇場、小劇場及びこれらの楽屋の使用料を除く。)の額は、この表又は前2項の規定により算定して得た額に1.5を乗じて得た額とする。
- 7 施設の利用を開始する時刻を繰り上げた時間及び利用を終了する時刻を繰り下げた時間に係る使用料の額は、30分(30分に満たない時間は、これを30分として計算する。)につき、この表又は前3項の規定により算定した全日の額を26で除し、これに1.3を乗じて得た額とする。
- 8 特別に電気を使用するときは、その実費を徴収する。
- 2 練習室、託児室兼会議室、展示室及びロビーの使用料

区分	単位	金額(円)
練習室1	1時間につき	200
練習室2	1時間につき	200
練習室3	1時間につき	500
練習室4	1時間につき	200
託児室兼会議室	1時間につき	300
展示室	1日につき	3, 900
ロビー(1平方メートル当たり)	1時間につき	8

備考

- 1 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場 合における使用料の額は、この表に掲げる金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 2 市民等以外の者が利用する場合における使用料の額は、この表又は前項の 規定により算定して得た額に1.5を乗じて得た額とする。
- 3 施設(展示室を除く。)の利用を終了する時刻を繰り下げて22時より後に利 用する場合における22時より後の時間に係る使用料の額は、この表又は前2 項の規定により算定して得た額に1.3を乗じて得た額とする。
- 4 特別に電気を使用するときは、その実費を徴収する。

3 附属設備の使用料

区分	単位	金額
舞台設備類	1点当たり1時間につき	2,000円以内で規則で定める額
音響設備類	1点当たり1時間につき	2,250円以内で規則で定める額
照明設備類	1点当たり1時間につき	750円以内で規則で定める額
楽器類	1点当たり1時間につき	3,000円以内で規則で定める額
その他設備	1点当たり1時間につき	5,000円以内で規則で定める額

4 空調設備の使用料

区分	単位	金額(円)
大劇場(舞台部分を含む。)	1時間につき	11,600

大劇場の舞台のみの場合	1時間につき	900
小劇場(舞台部分を含む。)	1時間につき	2, 400
小劇場の舞台のみの場合	1時間につき	800
大スタジオ	1時間につき	800
小スタジオ	1時間につき	400

備考 空調設備を延長して利用する場合における延長する時間に係る使用料は、 30分(30分に満たない時間は、これを30分として計算する。)につき、この表に 掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。

那覇市条例第41号

令和2年10月5日 公 布 済

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例

那覇市政功労者表彰条例(1961年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 功労者の表彰は、毎年市制施行記念 日に行う。	第5条 功労者の表彰は、毎年市制施行記念 日に行う。ただし、市長が特別の理由が あると認めるときは、表彰を行う日を変 更することができる。
2 [略]	2 [略]

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第42号

令和2年10月5日 公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(消火器具に関する基準)	(消火器具に関する基準)
	第35条 令別表第1(16)項に掲げる防火対
	象物で、延べ面積が150平方メートル以上
	のものには、消火器具(大型消火器を除
	<u>く。以下同じ。)を設けなければならない。</u>
第35条 令別表第1各項に掲げる防火対象	2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存
物に存する場所のうち、次の各号に掲げ	する場所のうち、次の各号に掲げる場所

第35条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器を除く。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

 $(1) \sim (5)$ 「略]

- <u>2</u> [略]
- 3 前2項の規定により設ける消火器具は、 令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」 という。)第9条及び第11条の規定の例に より設置し、及び維持しなければならない。

(大型消火器に関する基準)

第36条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大型消火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる場所であって令第16条から令第18条までのいずれかに規定す

(1)~(5) [略]

- 3 [略]
- 4 前3項の規定により設ける消火器具は、 令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」 という。)第9条及び第11条の規定の例に より設置し、及び維持しなければならない。この場合において、第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値は、 当該防火対象物の床面積を150平方メートルで除して得た数値以上としなければならない。

には、令別表第2においてその消火に適応

するものとされる消火器具を設けなけれ

ばならない。ただし、令第10条第1項各号 に掲げる防火対象物又はその部分に存す

る場所については、この限りでない。

(大型消火器に関する基準)

第36条 令別表第1各項に掲げる防火対象 物に存する場所のうち、次に掲げる場所 には、令別表第2においてその消火に適応 するものとされる大型消火器を、当該場 所の各部分から一の大型消火器に至る歩 行距離が30メートル以下となるように設 けなければならない。ただし、令第16条 から令第18条までのいずれかに規定する 消火設備を設置しているものについて

る消火設備を設置しているもの並びに第 6号及び第7号に掲げる場所であって令及 び法施行規則の規定により消火設備(法 施行規則第6条に規定する消火器を除 く。)を設置しているものについては、こ の限りでない。

- (1) \sim (5) 「略]
- (6) 自動車車庫、駐車場、自動車修理及 び整備工場又は飛行機の整備工場のう ち、当該部分の用途に供する部分の床 面積が150平方メートル以上の場所
- (7) 昇降機等の機械装置により車両を 駐車させる構造のもので、5台以上の車 両を収容する場所
- 2 [略]

(避難器具に関する基準)

第41条 [略]

- 2 「略]
- 3 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項 | 3 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項 イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イ((1)項 から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供され る部分が存する階に限る。)に掲げる防火 対象物に設置する避難器具である旨の表 示は、標識灯で行わなければならない。

(消防訓練の実施等)

- 第55条 防火管理者は、消防計画に基づく 第55条 削除 消火、通報及び避難等の総合訓練を年1 回以上実施しなければならない。
- 2 防火管理者は、前項の総合訓練を実施し ようとするときは、その旨を消防署長に 届け出なければならない。
- 3 防災管理者は、消防計画に基づく火災以 外の災害による避難訓練を実施しようと するときは、その旨を消防署長に届け出 なければならない。

は、この限りでない。

 $(1) \sim (5)$ 「略]

2 [略]

(避難器具に関する基準)

第41条 [略]

- 2 「略]
- イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イ((1)項 から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供され る部分が存する階に限る。)に掲げる防火 対象物に設置する避難器具である旨の表 示は、標識灯で行わなければならない。 <u>ただし、標識を設置することで避難器具</u> の設置場所を容易に認識することができ <u>る場合は、この限りでない。</u>

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、令和4年10月1日か ら施行する。

那覇市条例第43号

令和2年10月5日 公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 4 職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号) 第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(以 下「新条例」という。)の規定は、令和2年2月1日から適用する。 (感染症防疫作業手当の内払)
- 2 令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の那覇市職員の特殊勤 務手当に関する条例第6条の規定により支給された感染症防疫作業手当のうち、新条例付 則第4項に規定する規則で定める作業に係るものは、同項の規定による感染症防疫作業手 当の内払とみなす。

那覇市条例第44号

令和2年10月5日 公 布 済

那覇市ぶんかテンブス館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市ぶんかテンブス館条例の一部を改正する条例

那覇市ぶんかテンブス館条例(平成16年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(施設の構成)	(施設の構成)		
第3条 那覇市ぶんかテンブス館(以下「テ	第3条 [略]		
ンブス館」という。)は、次の施設をもっ			
て構成する。			
(1) [略]	(1) [略]		
(2) 利用施設	(2) [略]		
ア〜エ [略]	ア〜エ [略]		
オ 記録・保存室兼研修室	才 研修室		
カ~ク [略]	カ~ク [略]		
(3)~(4) [略]	(3)~(4) [略]		
別表第1(第5条関係)	別表第1(第5条関係)		
施設名 利用時間 休館日	施設名 利用時間 休館日		
[略]	[略]		
記録・保存室兼[略]	研修室 [略]		
<u>研修室</u>	[略] (#: #z, 「mg]		
【 ^L 哈】 備考 [略]	備考 [略] 		
別表第7(第10条関係)	 別表第7(第10条関係)		
研修室利用料金	研修室利用料金		
区分 金額(1時間につき)	区分 金額(1時間につき)		
研修室 2,200円	商業宣伝若し 商業宣伝若し		
備考 [略]	くは営利又は くは営利又は		
	これらに類すしてれらに類す		
	<u> る行為を行わ</u> <u> る行為を行う</u> ない場合 <u>場合</u>		
	<u>ない場合 場合</u> 研修室 2,200円 6,400円		
	備考 [略]		
LHtt: -TV.			

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行 する。

(準備行為)

2 改正後の那覇市ぶんかテンブス館条例の規定による利用に係る料金の額の決定その他 の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

規 則

那覇市規則第42号

令和2年10月5日 布 済

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

(消防訓練実施の届出)

第3条 条例第55条第2項及び第3項に規定 する消防訓練の届出は、消防訓練実施届 出書(第1号様式の3)によるものとする。

(教育担当者の選任等の届出)

第3条の2 条例第56条第3項に規定する防 火教育担当者又は防災教育担当者の選任 又は解任の届出は、防火教育担当者選任 (解任)届出書(第1号様式の4)又は防災教 育担当者選任(解任)届出書(第1号様式の 5)によるものとする。

(指定催しの指定)

第3条の3 条例第56条の2第3項の規定によ る通知は、指定催しの指定通知書(第1号 <u>様式の6</u>)により行うものとする。

(屋外催しに係る届出)

第3条の4 条例第56条の3第2項の規定よる 届出は、火災予防上必要な業務に関する 計画届出書(第1号様式の7)に、同条第1 項の規定による計画を記載した書類を添 付して行うものとする。

(申請書及び届出書)

第10条 [略]

2 消防局長又は消防署長は、前項の申請書 又は届出書を受理した場合で、当該申請 又は届出事項について検査等を行い、火 災予防上支障がないと認めたときは、副 本に、申請書(禁止行為の解除承認申請書 を除く。)にあっては承認印(第15号様式) を、届出書にあっては確認済印(第15号様 式の2)を押して申請者又は届出者に交付 するものとする。

「第1号様式の3 別記]

第1号様式の4(第3条の2関係) [略]

(教育担当者の選任等の届出)

第3条 条例第56条第3項の規定による防火 教育担当者又は防災教育担当者の選任又 は解任の届出は、防火教育担当者選任(解 任)届出書(第1号様式の3)又は防災教育 担当者選任(解任)届出書(第1号様式の4) によるものとする。

(指定催しの指定)

第3条の2 条例第56条の2第3項の規定によ る通知は、指定催しの指定通知書(第1号 様式の5)により行うものとする。

(屋外催しに係る届出)

第3条の3 条例第56条の3第2項の規定によ る届出は、火災予防上必要な業務に関す る計画届出書(第1号様式の6)に、同条第1 項の計画を記載した書類を添付して行う ものとする。

(申請書及び届出書)

第10条 [略]

2 消防局長又は消防署長は、前項の申請書 又は届出書を受理した場合で、当該申請 又は届出事項について検査等を行い、火 災予防上支障がないと認めたときは、副 本に、申請書(禁止行為の解除承認申請書 を除く。)にあっては承認印(第15号様式) を、届出書にあっては届出済印(第15号様 式の2)を押して申請者又は届出者に交付 するものとする。

第1号様式の3(第3条関係) [略]

第1号様式の5(第3条の2関係) [略] 第1号様式の6(第3条の3関係) [略]

第1号様式の7(第3条の4関係) [略]

[第15号様式の2 別記]

第1号様式の4(第3条関係) [略]

第1号様式の5(第3条の2関係) [略]

第1号様式の6(第3条の3関係) [略]

[第15号様式の2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分 を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様 式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修 正した様式を使用することができるものとする。

[改正前 別記] 第1号様式の3(第3条関係)

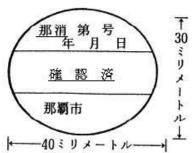
消防訓練実施届出書

•	1 D2 D4 VPK 20	<i>л</i> е /ш				
				年	月	日
那覇市 消防署長	宛					
			う 理者・ 🛭	方災管理者		
		氏名 電話:				
		电				
下記のとおり消防訓練 項)の規定に基づき届け出		、那覇市	火災予防	条例第55	条(第2項	・第3
防火対象物の所在地	那覇市					
防火対象物の名称等 (建物・ビル名)			用途	消防治别表第一	去 施 行 -()項	令
事業所の名称等 (テナント・店名等)			用途	消防沿别表第一		令
実施日時	年] 目		時 時	分から 分まで	
訓練根拠	1 防火管理(消 2 防災管理(消					
災害種別	1 火災 3 その他の災害		[震等(地))	震を起因	とする災	害)
訓練種別	1 火災総合訓練 3 その他(2 防	i災に係る)	避難訓練	į	
参加(予定)人員	名	消防職員 立会いす	員の 有無	有	· 無	
訓練概要(具体的な内容)		•	•			
※ 受付村	闌		*	経過欄		
!-!!!-v						

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 訓練想定及び任務分担が分かる書類並びに避難経路図を添付すること。

[改正前 別記]

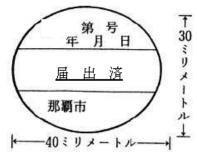
第15号様式の2(第10条関係)



「那覇市」の次に消防局長又は消防署長を記入する。 「那消」の次に課の頭文字を、

[改正後 別記]

第15号様式の2(第10条関係)



「那覇市」の次に消防局長又は消防署長を記入する。

那覇市規則第43号

令和2年10月5日 公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

改正後

改正前

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改 正する。

3/11/11/	NA A
(現業職員の範囲)	(現業職員の範囲)
第2条 現業職員(地方公務員法(昭和25年	第2条 現業職員(地方公務員法(昭和25年
法律第261号。以下「法」という。)第22	法律第261号。以下「法」という。)第22
条の2第1項の会計年度任用職員を除く。	条の2第1項の会計年度任用職員を除く。
第7条から第11条までを除き、以下同じ。)	第7条から第11条まで <u>及び付則第2項</u> を除
の範囲は、次に掲げるとおりとする。	き、以下同じ。)の範囲は、次に掲げると
	おりとする。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
付 則	付 則
	(施行期日等)
この規則は、公布の日から施行し、昭和5	1 この規則は、公布の日から施行し、昭和
8年4月1日から適用する。	58年4月1日から適用する。
	(感染症防疫作業等手当の特例)
	2 現業職員が新型コロナウイルス感染症
	(新型コロナウイルス感染症を指定感染
	症として定める等の政令(令和2年政令第
	11号)第1条に規定する新型コロナウイル
	ス感染症をいう。以下同じ。)から市民の
	生命及び健康を保護するために行われた
	措置に係る作業で市長が認めるものに従
	事したときは、第9条の規定にかかわら
	<u>ず、従事した日1日につき、3,000円(新型</u>
	コロナウイルス感染症の患者若しくはそ
	の疑いのある者の身体に接触し、又はこ
	れらの者に長時間にわたり接して行う作
	業に従事した場合にあっては、4,000円)
	の感染症防疫作業等手当を支給する。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以	下「改正後部分」という。)に対応する改正

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則(以下 「新規則」という。)の規定は、令和2年8月1日から適用する。

前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(感染症防疫作業等手当の内払)

2 令和2年8月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に改正前の那覇市現業職員の給与に関する規則第9条の規定により支給された感染症防疫作業等手当のうち、新規則付則第2項に規定する市長が認める作業に係るものは、同項の規定による感染症防疫作業等手当の内払とみなす。

那覇市規則第44号

令和2年10月5日 公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号)の一部を 次のように改正する。

改正前	改正後
改正前 付 則	世界 付 則 3 条例付則第4項の規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。 (1) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号。以下「令」という。)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の移送 (2) 令第3条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項の規定による質問又は調査(いずれも患者等に接して行うものに限る。) (3) 令第3条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定により提出を受け、又は採取された検体の取扱い(当該検体の輸送を除く。) (4) 第1号に掲げる作業に使用された車両又は前3号に掲げる作業に従事した者が着用した感染の防止の用に供する衣類等の消毒 (5) その他市長が認める作業 4 条例付則第4項の規則で定める額は、3,000円(患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以	下「改正後部分」という。)に対応する改正

付 則

前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。

告 示

那覇市告示第 278 号 令和2年10月15日

令和2年(2020年)9月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市一般会 計補正予算(第8号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計補正予算(第8号)

- 令和2年度那覇市の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670,371千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 200, 159, 388 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出		79, 608, 791	670, 371	80, 279, 162
金	2 国庫補助金	43, 186, 501	670, 371	43, 856, 872
歳入	合計	199, 489, 017	670, 371	200, 159, 388

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		21, 628, 217	27, 734	21, 655, 951
	1 総務管理費	19, 131, 806	27, 734	19, 159, 540
3 民生費		116, 822, 517	100, 110	116, 922, 627
	1 社会福祉費	60, 198, 679	95, 651	60, 294, 330

	3 生活保護費	24, 263, 075	4, 459	24, 267, 534
4 衛生費		10, 038, 813	30, 953	10, 069, 766
	1 保健衛生費	6, 364, 786	30, 953	6, 395, 739
7 商工費		3, 725, 231	61, 168	3, 786, 399
	1 商工費	3, 725, 231	61, 168	3, 786, 399
8 土木費		12, 364, 099	78, 557	12, 442, 656
	3 港湾費	701, 080	6, 642	707, 722
	4 都市計画費	6, 542, 423	71, 915	6, 614, 338
9 消防費		3, 292, 636	84, 085	3, 376, 721
	1 消防費	3, 292, 636	84, 085	3, 376, 721
10 教育費		17, 945, 441	2, 569	17, 948, 010
	1 教育総務費	5, 063, 885	2, 569	5, 066, 454
14 予備費		945, 329	285, 195	1, 230, 524
	1 予備費	945, 329	285, 195	1, 230, 524
歳出	台計	199, 489, 017	670, 371	200, 159, 388

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円) 追加

事 項	期間	限度額
証明書発行手数料にかかるキャッシュレス決済手数料(市民税課)	令和3年度から 令和7年度まで	クレジットカ ード払等によ る証明発行手 数料の 3.25% (税別)
証明書発行手数料にかかるキャッシュレス決 済手数料 (ハイサイ市民課)	令和3年度から 令和7年度まで	クレジットカ ード払等によ る証明発行手 数料の 3. 25% (税別)

那覇市告示第 279 号 令和 2 号年 10 月 15 日

令和2年(2020年)9月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市介護保 険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 730,259 千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,905,813千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 単位:千円

	款		項	補正前の額	補正額	金額
3	国庫支出金			6, 674, 528	21, 917	6, 696, 445
		2	国庫補助金	1, 995, 356	21, 917	2, 017, 273
4	支払基金交付金			7, 080, 160	21, 609	7, 101, 769
		1	支払基金交付金	7, 080, 160	21, 609	7, 101, 769
7	繰入金			4, 660, 171	7, 317	4, 667, 488
		1	他会計繰入金	4, 660, 170	7, 317	4, 667, 487
8	繰越金			1	679, 416	679, 417
		1	繰越金	1	679, 416	679, 417
	歳入	合言		28, 175, 554	730, 259	28, 905, 813

単位:千円

歳出

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1, 219, 236	26, 090	1, 245, 326
	1 総務管理費	893, 861	26, 090	919, 951
4 基金積立金		170	463, 557	463, 727
	1 基金積立金	170	463, 557	463, 727
5 地域支援事業		1, 876, 432	66	1, 876, 498
費	3 包括的支援事業・任意	716, 661	66	716, 727
	事業費			
6 諸支出金		16, 602	240, 546	257, 148
	1 償還金及び還付加算	16, 601	130, 844	147, 445
	金			
	2 繰出金	1	109, 702	109, 703
Ţ,		28, 175, 554	730, 259	28, 905, 813

那覇市告示第 280 号 令和2号年10月15日

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第59条第1項の規定に基づき令和2年10月1日付け次のように指定した。

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
訪問看護ステーションちゅらぐく る 那覇市山下町 18-26	株式会社 COMS 代表取締役 仲里 信秀	育成医療・更生医療
サクラ訪問看護ステーション 那覇市久米2丁目3-14セゾン久米 ビル8階	サンクスラボエールズ株式会社 代表取締役 村上 卓郎	育成医療・更生医療
訪問看護ステーションめぐみ小禄 南 那覇市高良2丁目9-6	株式会社ウェルケア沖縄 代表取締役 藤田 守啓	育成医療・更生医療

那覇市告示第 281 号 令和 2 号年 10 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項の規定に基づき令和2年 9月30日付け次のように指定した。

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	加藤 友美	内科	沖縄協同病院

公

那覇市公告第 293 号 令和2年9月18日 掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行 為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号 令和2年8月19日 第H27-02-01号 那覇市指令ま建指第1453号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市山下町319番他1筆
- 3 公共施設 消防水利施設(防火水槽)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市古波蔵三丁目6番5号 大晋建設 株式会社 代表取締役社長 大城 壮司
- 5 検査済証番号 令和2年9月18日 那ま建指第139号(公共施設に関する工事) 令和2年9月18日 那ま建指第145号 (開発行為に関する工事)
- 6 工事完了年月日 令和2年9月16日

那覇市公告第 313 号 令和2年9月29日 掲 示 済

平成31年度那覇市人事行政の運営等の状況公告の訂正について

令和2年9月9日付那覇市公告第275号にて公告した平成31年那覇市人事行政 の運営等の状況公告の訂正について、下記のとおり訂正があるので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

【訂正前の正】

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	<u>69</u>	0	0	0	7	0	2	<u>78</u>

(単位:人)

【訂正後の正】

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	<u>58</u>	0	0	0	7	0	2	<u>67</u>

(単位:人)

以上

那覇市公告第 314 号 令和2年9月30日 掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基 づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

個人情報業務届出書

令和2年9月15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

241- 124 -	1.113 (1)3 (1)4(1)4(2)	>1012 3210 1210210 = 21	- //2/ 0. / , //	- С (-) Д () Д () (
届出	担当部課	福祉部 保護管理課 電話 861-5193					
個人情	報管理責任者	保護管理課長	保護管理課長				
業務	の名称	ホームレス緊急	一時宿泊事業				
業務	の目的	いる者及びホー 者に対し、その	ムレスとなるこ。 健康状態の悪化M	レスとなることを余儀なくされて とを余儀なくされるおそれのある 坊止や野宿生活に至ることがない 共し、自立に必要な支援を行う。			
個人情	青報の対象者	ホームレス等					
業務⊄)開始年月日	平成24年4月1日					
		一般的取扱事項		制限的取扱事項			
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
個	□個人番号	■職業	■収入	□思想□宗教			
	■氏 名	■地 位	■資産状況	□支持政党 □主義主張			
人	■住 所	■学 歴	■公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等			
情	■性 別	■資 格	■経済取引	□その他 ()			
	■生年月日	□団体加入	■公的扶助	,_ ,_ ,			
報	■国 籍		□その他	 上記事項を取扱う理由			
Ø	■	□学業成績	()	ZEF XEWIX / ZE			
0)	■症 桐	■勤務成績	,				
記	■親族関係	■ 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3					
/ ⊐	■婚姻離婚						
録		心 身	その他				
の		■健康状態					
٠.	,	□容 姿					
内		□ 					
容		■					
-		□その他					
		· ·					
個人情	 報の収集方法	()					
個人情	報の収集時期	□定期(月~ 月) ■随時(本人同意による相談時)					
本人^	への通知方法	■文書 □口頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)					
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体 [□その他()			
備	考						

個人情報業務届出書

令和2年9月15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	福	祉部 保護管理課	県 電話 861−5193			
個人情	報管理責任者	保護管理課長	保護管理課長				
業務	の名称	住宅手当緊急特	別措置事業				
業務	の目的			業により、住宅を失った者及び住 手当を支給し、求職活動の支援を			
個人情	青報の対象者	住宅手当緊急特	別措置事業申請	者等(相談者含む)			
業務⊄)開始年月日	平成24年4月1日					
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項			
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
個	□個人番号	■職業	■収 入	□思 想 □宗 教			
人	■氏 名	■地 位	■資産状況	□支持政党 □主義主張			
八	■住 所	■学 歴	■公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等			
情	■性 別	■資 格	■経済取引	□その他 ()			
報	■生年月日	□団体加入	■公的扶助				
ĦX	■国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由			
の	■本 籍	□学業成績	()				
記	■続柄	■勤務成績					
	■親族関係	□その他					
録	■婚姻離婚	()	7. D/H				
Ø	□そ の 他 ()	心 身 ■健康状態	その他				
	,	□容 姿					
内		」 □ ■ 病 歴					
容		■障がい程度					
		□その他					
		()	_				
個人情	報の収集方法	■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)					
個人情	報の収集時期	□定期(月~	~ 月) ■随	時(本人同意による相談時)			
本人~	への通知方法	■文書 □口頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)					
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体 [□その他()			
備	考						

個人情報業務届出書

令和2年9月15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	福	祉部 保護管理課	果 電話 861-5193			
/ш ш	15 3 H) HV	ТЩТ	III IIII PIRA III III III III III III III III III				
個人情報管理責任者 保護管理課長							
業務	の 名 称	生活困窮者一時	生活支援事業				
業務	の目的	うことによって 止し、その者の	支援対象者に対して一時的な宿泊場所等の提供や就労支援等を行 うことによってホームレス生活からの脱却及びホームレス化を防 止し、その者の社会的な自立を図る。				
個人情	青報の対象者	居所がない又は 含む。)	居所を失うおそれ	れのある生活困窮者(ホームレス 			
業務σ	開始年月日	平成27年4月1日					
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項			
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
個	□個人番号	■職業	■収 入	□思 想 □宗 教			
人	■氏 名	□地位	■資産状況	□支持政党□主義主張			
	■住 所	■学 歴	■公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等			
情	■性 別 ■生年月日	■資 格 □団体加入	■経済取引 ■公的扶助	□その他 ()			
報	□国 籍	□団体加入 □賞 罰	□その他	 上記事項を取扱う理由			
の	□本 籍	□貝 副 □学業成績		工品事項を収扱力程用			
	■続柄	□勤務成績	,				
記	■親族関係	□そ の 他					
録	■婚姻離婚	()					
	□そ の 他	心身	その他				
0	()	■健康状態					
内		□容 姿					
4		■病 歴					
容		■障がい程度					
		□その他、					
		()					
個人情	報の収集方法	■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)					
個人情	報の収集時期	□定期(月~		時(本人同意による相談時)			
本人^	への通知方法	■文書 □ロ頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)					
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体 [□その他()			
備	考						

個人情報業務届出書

令和2年9月15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	福	祉部 保護管理課	果 電話 861-5193	
個人情	報管理責任者	保護管理課長			
業務	の名称	生活困窮者自立	相談支援事業		
業務	の目的	事業利用のため	のプラン作成な。	の就労や生活に関する相談支援、 どの自立に向けた支援を実施する の段階の自立支援策を講じる。	
個人情	青報の対象者	により、現に経		生会との関係性、その他の事象等 最低限度の生活を維持する事が出 者。	
業務⊄	0開始年月日	平成27年4月1日			
		一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
個	□個人番号 ■氏 名	■職 業 □地 位	■収 入 ■資産状況	□思	
人	■住 所	■学 歴	■公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等	
情	■性 別	■資 格	■経済取引	□その他 ()	
±n	■生年月日	□団体加入	■公的扶助		
報	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由	
\mathcal{O}	□本 籍	□学業成績	()		
記	■続柄	□勤務成績			
	■親族関係	□その他			
録	■婚姻離婚 □そ の 他	()	 その他		
の		心 身 ■健康状態			
Д.,	,	□容 姿			
内					
容		■障がい程度			
		□そ の 他			
		()			
個人情	対報の収集方法	■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情	う報の収集時期	□定期(月~ 月) ■随時(本人同意による相談時)			
本人への通知方法		■文書 □口頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体 [□その他()	
備	考				

個人情報業務届出書

令和2年9月15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

741- 174-1	11112 4113 11441414000	> 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	- // 0. / /	- С (-) Д () Д () (
届 出	担当部課	福祉部 保護管理課 電話 861-5193					
個人情	報管理責任者	保護管理課長	保護管理課長				
業 務	の 名 称	生活困窮者住居	確保給付金事業				
業務	の 目 的	ことにより、対 を行う環境を整	象者の家賃等の え、早期の就職』	居確保給付金を一定期間支給する 生活面の不安を軽減し、求職活動 及び生活の立て直しを目的とする。			
個人情	報の対象者	離職等により経 それのある者	済的に困窮し、信	主居を喪失した者又は喪失するお			
業務の	開始年月日	平成27年4月1日					
		一般的取扱事項		制限的取扱事項			
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
個	□個人番号	■職業	■収入	□思想□宗教			
IIEI	■氏 名	■	■ {	□ 志			
人	■住 所	■学歴	■公租公課	□ □ □ □ □ □ □ □ □			
情	■性 別		■経済取引	□その他 ()			
113	■生年月日	□団体加入	■公的扶助				
報	□国籍	□賞 罰	□その他	 上記事項を取扱う理由			
の	□本籍		()				
V		□勤務成績	,				
記	■親族関係	□その他					
録	■婚姻離婚	()					
	□そ の 他	心身	その他				
の	()	■健康状態					
内		□容 姿					
		■病 歴					
容		■障がい程度					
		□そ の 他					
		()					
個人情	報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情	報の収集時期	□定期(月~		時(本人同意による相談時)			
本人へ	の通知方法	■文書 □ロ頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)					
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体 [□その他()			
備	考						

個人情報業務届出書

令和2年 9月 18日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出	担 当 部 課	経済観光部	観光課	電話 862-3276	
個人情	報管理責任者	観光課長			
業務	の名称	援事業		マリンレジャー・簡易宿所等) 応	
業務	の目的	宿所、民泊の法	人及び個人事業	る観光バス・マリンレジャー・簡易 主へ奨励金を給付するため。	
個人情	青報の対象者	貸切観光バス 人及び個人事業		- 、簡易宿所、民泊事業者を営む法	
業務の)開始年月日	令和2年	10月1日		
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
個	□個人番号	☑職業	☑収 入	□思想□宗教	
	☑氏 名	☑地 位	☑資産状況	□支持政党 □主義主張	
人	☑住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等	
情	☑性 別		□経済取引	□その他 ()	
	☑生年月日	□団体加入	□公的扶助		
報	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由	
の	□本 籍	□学業成績	()		
	□続 柄	□勤務成績			
記	□親族関係	□そ の 他			
録	□婚姻離婚	()			
·	□そ の 他	心身	その他		
の	()	□健康状態	☑口座情報		
内		□容 姿			
		□病 歴			
容		□障がい程度			
		□そ の 他			
		()			
個人情	報の収集方法	☑本人 ☑本人	以外本人同意	法令等・公知性・緊急性・審議会)	
個人情報の収集時期 ☑		☑定期(2020年10月~2021年3月) □随時()			
本人への通知方法		□文書 □□項 □告示 ☑通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情	報の記録形態	☑文書 □図画	☑電磁媒体 [□その他()	
備	考				

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年9月15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 保	護管理課 電話	861-5193					
届出の区分	■ 廃 止 □ 変更	業務の廃止・ 変 更 年 月 日	1 14 HV 2 / 2E 3 F	31日				
業務の名称及び 開始年月日	ホームレス緊急一時	ホームレス緊急一時宿泊事業 平成22年11月2日						
廃止又は変更の 理 由	ホームレス緊急一時宿	厚生労働省のホームレス自立支援策(予算事業)として行われていた ホームレス緊急一時宿泊事業について、平成27年4月1日より生活困窮 者自立支援法における生活困窮者住居確保給付金事業として法定化 されたため。						
	変更	前	変 更	後				
変更の内容								
備考								

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄 に記入すること。

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年9月15日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 保	護管理課	電話8	61-5193	
届出の区分	■ 廃 止 □ 変更	業務の廃 変 更 年		平成27年3月	∄31日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	住宅手当緊急特別持	普置事業	平成22	年1月12日	
廃止又は変更の 理 由	緊急雇用創出事業臨時 て実施されていた住宅 平成27年4月1日より 確保給付金事業として	它手当緊急特別 生活困窮者自3]措置事 立支援》	業(住宅支援終	8付事業) が、
	変 更	前	変	更	後
変更の内容					
備考					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄 に記入すること。

那覇市公告第 315 号 令和2年9月30日 掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的 外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年9月15日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 保護第3課目的外利用部課 又 は 提 供 先沖縄県立島尻 特別支援学校						
業務の名称	入学準備金支給状況の照会						
利 用 の 区 分	□目的外利用 ■提供						
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	■令和2年9月15日 □随 時()						
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	・世帯員氏名及び生年月日 ・入学準備金の支給金額						
目的外利用又は 提供をする 根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助 に関する法律に基づく事務であり、個人情報の外部提供を行 うことができる類型事項Iに該当) □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)						
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に 関する法律に基づく事務						
届出担当部課	福祉部 保護第3課 電話 861-5193						

那覇市公告第 317 号 令和 2 年 10 月 1 日

示

済

掲

令和2年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数

地方公務員法第58条の3第2項の規定により、令和2年度の等級別基準職務表に 基づく等級等ごとの職員数を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

<等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数について>

この公表は、等級別基準職務表に基づく職務の各等級への格付けの運用に係る地 方公共団体の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、令和2年度にお ける本市の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を各給料表ごとに市民の 皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 行政職給料表 等級別基準職務表
- 2 医療職給料表(1) 等級別基準職務表
- 3 医療職給料表(2) 等級別基準職務表
- 4 医療職給料表(3) 等級別基準職務表
- 5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

公表の内容は、本市の各任命権者からの報告を基に作成しています。 この公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

> 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 総務部人事課 電 話 098-861-7499 FAX 098-943-0289

1 行政職給料表 等級別基準職務表

等	等級別基準職務表に	Î	計	内 訳			上の段	階			
す	規定する基準となる 職務	人	%	職名	人	人	%	段 階			
	主事、技師、保育士、			主事	183						
	消防士、教諭又は保			技師	33						
	育教諭の職務			保育士	1						
				消防士	41						
1 級		280	13. 9	保育教諭	15						
秋				教育相談員	1						
				公民館主事	4						
				臨床心理士	1			_			
				学芸員	1	584	29.0	主事			
	1 困難な業務を処			主事	203	304	29.0	爭 級			
	理する主事、技師、			技師	30			1120			
	保育士、消防士、教			保育士	1						
2			15. 1	消防士	7						
級	務	304		保育教諭	32						
加火	2 消防副士長の職			消防副士長	26						
	務			公民館主事	2						
				教育相談員	1						
				学芸員	2						
	1 主任主事、主任技			主任主事	278						
	師、主任保育士、主			主任技師	63						
	任保育教諭又は消防					i	主任保育士	2			
	士長の職務			主任保育教諭	91						
3	2 困難な業務を処			消防士長	80			主			
級	理する消防副士長	541	26.8	主任公民館主事	4	541	26.8	任			
/IX	3 特に困難な業務			主任教育相談員	2			級			
	を処理する教諭の職			主任学芸員	7						
	務			主任専門員	1						
					7						
					6						
	主査、専門主査、消			主査	323						
	防司令補、主任教諭			専門主査	7			<u> </u>			
4	又は那覇市立幼保連	447	22. 2	消防司令補	81	447	22.2	主			
級	携型認定こども園の	711	<i>111.</i> 11	教頭	21	111	"". "				
	教頭の職務			教育相談員主査	1			1/1/2			
				専門員主査	1						

				館長	4			
				分館長	5			
				児童館長	2			
				教育保育指導主査	2			
	主幹、専門主幹、消			主幹	203			
	防司令又は那覇市立			専門主幹	10			主
5 級	幼保連携型認定こど	264	13. 1	消防司令	28	264	13. 1	幹
柳久	も園の園長の職務			園長	20			級
				教育保育指導主幹	3			
	課長、担当副参事、			課長	52			
	副参事、支所長又は			担当副参事	24		6.9	
	消防司令長の職務			副参事	38			課
6		140	6.9	支所長	3	140		長
級		140	0.3	消防司令長	12			級
				館長	2			/12.X
				室長	8			
				出納室長	1			
	副部長、次長、参事、			副部長	13			
	選挙管理委員会事務			次長	1			 副
7	局長、監査委員事務			参事	6			部
級	局長又は消防監の職	25	1.2	選挙管理委員会事	1	25	1.2	長
100	務			務局長				級
				監查委員事務局長	1			104
				消防監	3			
	政策統括調整監、部			政策統括調整監	1			
	長、保健所長、参事			部長	11			477
8	監、会計管理者、議	1.0	0.0	参事監	1	1.0	0.0	部
級	会事務局長又は消防	16	0.8	会計管理者	1	16	0.8	長級
	正監の職務			議会事務局長	1			級
				消防正監	1			
	合 計	2, 017						•

2 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

等	等級別基準職務表に規定する	1	合計	内 訳			職制上	の段階
級	基準となる職務	人	%	職名	人	人	%	段階
1	医師又は歯科医師の職務	0	0					
級		V	U					
	1 主任医師又は主任歯科医師							主事級・
2	の職務			主任歯科医師	1	2	50.0	主任級・
2 級	2 高度の知識経験に基づき困	2	2 50.0					主査級
I NYX	難な業務を行う医師又は歯科			主任医師	1			
	医師の職務							
3	1 課長又は副参事の職務	0	0			0	0	課長級・
級	2 主幹の職務	V	U			٥	V	主幹級
4	1 保健所長又は参事監の職務	2	2 50 0	保健所長	1	2	50. 0	部長級・
級	2 参事の職務	4	50.0	保健所副所長	1	4	30.0	副部長級
	合 計	4						

3 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する	£	計	内 訳]	職制上の	の段階
寺校 	基準となる職務	人	%	職名	人	人	%	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床 検査技師、理学療法士又は言語 聴覚士の職務	0	0					
	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、			薬剤師	1	2	9. 1	主事級
2級	2 四無な来務を打り未養工、 診療放射線技師、臨床検査技 師、理学療法士又は言語聴覚士 の職務	2	9.1	獣医師	1			
	主任薬剤師、主任獣医師、主任 栄養士、主任診療放射線技師、			主任診療放射線 技師	1			
	主任臨床検査技師、主任理学療			主任栄養士	10			
3級	法士又は主任言語聴覚士の職 務	15	68.2	主任臨床検査技 師	2	15	68.2	主任級
				主任言語聴覚士	1			
				作業療法士	1			
	主査の職務、主任薬剤師(主査			主査	2			
4級	級)	3	13.6	主任薬剤師(主 査級)	1	3	13.6	主査級
5級	主幹の職務	2	9.1	主幹	2	2	9. 1	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	0	0			0	0	課長級
	合 計	22						

4 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定す	<u></u>	計	内 訳		職制上の		段階
寺秋	る基準となる職務	人	%	職名	人	人	%	段階
2級	保健師の職務	21	30.4	保健師	21	21	30.4	主事級
3級	主任保健師の職務	24	34.8	主任保健師	24	24	34.8	主任級
4級	主査の職務	14	20.3	主査	14	14	20.3	主査級
5級	主幹の職務	7	10.1	主幹	7	7	10. 1	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	3	4.3	課長	1	3	4.3	課長級
U NX		3	4.0	担当副参事	2	J	4.0	林文拟
	合 計	69						

5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

0 11	0 区列门城兵相行公 守协加金平城初公							
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる		合計	内 訳		J	職制上♂)段階
寺級	職務	人	%	職名	人	人	%	段階
1級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	3	100	調理員	3			
2級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保		0	1919.11.54		3	100.0	主事級
3級	 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 困難な業務を処理する消防副士長 特に困難な業務を処理する教諭の職務 	0	0			0	0	主任級
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又 4級 は那覇市立幼保連携型認定こども園の教 頭の職務		0			0	0	主査級
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼 保連携型認定こども園の園長の職務	0	0			0	0	主幹級
	合 計	3						

那覇市公告第343号 令和2年10月15日

令和3・4年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付に ついて

令和3・4年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次の とおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けて いる者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受 けている者であること。
- (3) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

2 受付期間

令和2年12月1日(火)~令和2年12月21日(月)[当日消印有効] ※市内・市外・県外業者の受付期間を区分せず、同一の期間とします。

3 申請及び受付方法

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、郵送での申請のみとなります。 (窓口での受付は行いません。)

4 提出書類等

競争入札参加資格審査の提出要領によります。

※提出要領・申請書様式等の詳細につきましては、令和2年11月初旬に那覇市 ホームページへ掲載する予定です。

※例年、USB持参によるデータ提出がありましたが、今回はCD-Rにデー タを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

5 送付先・問い合わせ先

那覇市総務部 法制契約課 工事契約グループ 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話番号 直通 098-951-3253

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第24号 令和2年9月28日 掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基 づき、別紙のとおり告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	Ⅰ 事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
478	有限会社まるや開発	島尻郡八重瀬町東風平 794番地の1	屋宜 宣亀	令和2年 8月6日
479	志 設 備	糸満市字潮平 711 番地 の 41	金城 清志	令和2年 9月24日

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第92号 令和2年10月2日 掲 示 涾

令和3・4年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付について

令和3・4年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付を次のとおり行い ます。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 上地 英之

1 対象業種

- (1) 水道施設工事
- (2) 水道材料購入
- (3)漏水調查業務

なお、(1)~(3)の対象業種に係る要件の詳細及び入札参加資格につい ては、令和3・4年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領に定める。

2 受付期間

令和2年12月1日(火)~令和2年12月21日(月)[当日消印有効] ※市内・市外・県外業者の受付期間を区分せず、同一の期間とします。

3 申請及び受付方法

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、郵送での申請のみとなります。 (窓口での受付は行いません。)

4 提出書類等

令和3・4年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領に定める。

※提出要領・申請書様式等の詳細につきましては、令和2年11月中旬に那覇市 上下水道局ホームページへ掲載予定です。

※例年、USB持参によるデータ提出がありましたが、今回はCD-Rにデー タを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

5 送付先・問い合わせ先

那覇市上下水道局 総務課 契約檢查室 〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号

電話番号 直通 098-941-7809

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号 令和2年10月15日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法(昭和24年法律第267号)第89条第5項の規定に基づき、沖縄海区漁業 調整委員会委員選挙人名簿を下記のとおり縦覧に供する。

> 那覇市選挙管理委員会 委員長 松田 義之

記

- 1. 縦覧期間 令和2年10月20日から令和2年11月3日まで
- 2. 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3. 縦覧場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階 那覇市選挙管理委員会事務局

監査委員訓令

那覇市監査委員訓令第6号 令和2年9月25日 済 撂 示

那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令 を次のように定める。

> 那覇市監査委員 久場健護 宮里善博 同

> > 同

同 宮城 哲 古堅茂治 那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程(平成20年監査委員訓令第1号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第180条の7の規定に基づき、 那覇市監査委員(以下「監査委員」とい う。)の権限に属する事務の一部を市長の 補助機関たる職員に委任させることに関 し、必要な事項を定めるものとする。 (委任)	第1条 [略]
第2条 監査委員は、職員(地方公務員法(昭 和25年法律第261号)第22条の2第1項第 1号に規定する会計年度任用職員を除 く。)の給与等に関する事務を総務部長に	第2条 監査委員は、監査委員事務局職員 (以下「職員」という。)に関する次の各 号に掲げる事務を総務部長に委任する。
委任するものとする。	(1) 職員(地方公務員法(昭和25年法律 第261号)第22条の2第1項第1号に 規定する会計年度任用職員を除く。) の給与等に関する事務 (2) 那覇市ハラスメントの防止等に関 する基本方針(令和2年9月1日制 定)に定める次に掲げる事務 ア 職員のハラスメントに関する苦情 相談に関する事務 イ 職員のハラスメントに関する苦情 処理委員会の設置及び運営に関する 事務 ウ 職員のハラスメントの防止に関す る事務
(協議)	(協議)
第3条 この規程に定めるもののほか、必要	第3条 [略]
な事項は、関係機関の協議により別に定	
める。	
備考	

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。